

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対して、入札参加停止を行いました。（1件1社）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社 光部建設	1か月
代表者氏名	代表取締役 光部 毅	
住所	浜松市中区和合北4-7-31	

3 入札参加停止の理由

浜松市北区にある上記業者の資材置き場において、平成30年6月6日に廃棄物である木くずを焼却したとして、浜松区検察庁が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の疑いで、平成30年12月4日に上記業者及び上記業者の代表取締役を起訴し、同年同月14日に両者が罰金20万円の略式命令を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和元年6月5日から令和元年7月4日まで

（参考）

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき	1か月以上9か月以内